

年金
だより

年金制度改正のお知らせ①

厚生年金保険などの年金制度の改正が順次実施されています。4月からの主な変更点を今月号と次号にわたりお知らせします。

70歳以上の方も、厚生年金の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が48万円を上回るときは、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります。

ただし、昭和12年4月1日以前生まれの方は、対象となりません。

【手続】

厚生年金の適用事業所の事業主は、70歳以上の従業員に係る雇用、退職または賃金等に関する届書を、社会保険事務所へご提出ください。
※ご本人からの手続は不要です。

65歳から老齢厚生年金を受けられる方が、65歳からは受けとらずに、66歳以降に支給の繰り下げ

の申出をした場合は、そのときから増額された老齢厚生年金を受けられます。

なお、老齢基礎年金については、従来から繰り下げ支給の制度があります。

【手続】

老齢厚生年金の支給を繰り下げて増額された老齢厚生年金を受けようとされる方は、所定の請求書を社会保険事務所へご提出ください。

離婚時の厚生年金の分割制度が導入されます。

平成19年4月1日以後に離婚された場合、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき分割することができるようになります。

分割を受けた方は、自身の支給開始年齢から、分割後の厚生年金の保険料納付記録に基づく老齢厚生年金を受給することになります。

ただし、老齢厚生年金を受給するためには、ご自身の年金加入期間（分割を受けた期間を除く）が、原則25年以上必要です。（表）

「ご自身の判断で「年金を受け取らない」という選択ができます。

年金を受け取らない旨の申出をしたときは、その翌月分から年金の支給が停止となります。なお、過去にさかのぼって申出をすることはできません。

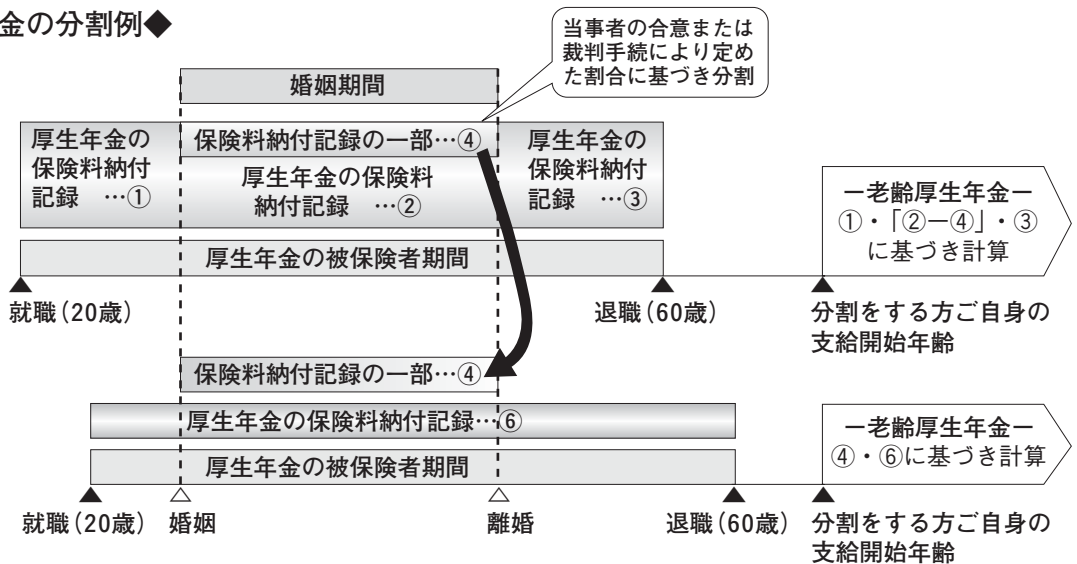
また、いつでも将来に向かって年金の受け取りを再開することができます。再開する旨の申出をしたときは、その翌月分から年金が支給されます。

※この申出を行った場合には、年金はさかのぼって支給されません。また、年金額が増額されることはありません。

◆離婚時の厚生年金の分割例◆

分割をする方
…対象期間標準報酬総額の多い方
（「第1号改定者」といいます）

分割を受ける方
…対象期間標準報酬総額の少ない方
（「第2号改定者」といいます）



【問い合わせ先】

- ・ねんきんダイヤル（年金被保険者） ☎0570-05-1165
- ・ねんきんダイヤル（年金を受けている方） ☎0570-07-1165
- ・南国社会保険事務所 ☎088-864-1111
- ※社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

地域安全ニュースかみ No.14

～みんなでつくろう安心のまち～ 香美地区地域安全協会 (☎・FAX 53-1855)

車のドアキー、いつもかけてますか？

最近、香美市で車上狙いが多発しています。大丈夫だと思って、カギをかけないこと、ありませんか？ 施錠している車でさえ、こじ開けられ被害にあうこともまれではありません。車上ねらい犯を撃退するため、最低限の手だては打っておきましょう！

1

施錠しなかったり、窓を少し開けたまま車を離れたほんの数分の間に犯行に及ぶことがあります。

2

金目の物があるか事前に確かめ、あれば鍵穴を壊したりガラスを破ってでも盗もうとします。

3

人目につかないよう、深夜、人通りが絶えた暗い場所に駐車している車を物色します。

4

車内にある金品だけでなく、車の内外に取り付けられている高額な備品もターゲットにします。

犯罪者 対応策



必ずドアをロックする！

リモコンドアロックの場合は、カギがかかったか目で見て確認。

手荷物はいつも持出す！

駐車するときは車の中をカラっぽに。持出せないならトランクに入れて目隠し。

明るい駐車場を選ぶ！

賃貸駐車場は防犯灯や防犯カメラなど防犯設備が整っているところを利用。自宅車庫にはセンサーライトなどを設置。

防犯装置を取り付ける！

車体の振動などの異常を感知して警告音を発する装置を活用。

●それでも被害にあったら—

- ・香美警察署 (☎52-0110) にすぐ連絡。
- ・被害前の状況を思い出し、警察の現場検証が済むまで手をつけない。
- ・キャッシュカードやクレジットカードが盗まれたらすぐに銀行やカード会社に連絡。

みんなで監視！
車上狙い!!
目撃したら110番

春の全国交通安全運動 子どもと高齢者を交通事故から守ろう！



☆ 5月11日(金)～5月20日(日) ☆

昨年から子ども・高齢者が被害者になるという痛ましい交通事故が発生しています。一人ひとりが交通安全に対して意識を高めることが必要です。交通ルールを守り、交通マナーの向上に努め、安全・安心な交通環境についていま一度考えなおしてみましょう。

- その1：飲酒運転はやめましょう！
- その2：自転車のマナーを守りましょう！
- その3：シートベルト、チャイルドシートを着用しましょう！